

児童福祉法に基づく F R E P (児童発達支援及び放課後等デイサービス)
運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社ツーピースコーポレーション（以下「事業者」という。）が設置する F R E P（以下「事業所」という。）において実施する指定障害児通所支援の事業の児童発達支援及び放課後等デイサービス（以下「指定通所支援」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所支援の円滑な運営管理を図るとともに、障害児及び障害児の保護者（児童福祉法・昭和 22 年法律 164 号。以下「法」という。第 21 条の 5 の 5 第 1 項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者をいう。以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、障害児及び利用者（以下「障害児等」という。）の立場に立った適切な指定通所支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第 2 条 事業所は、障害児が日常生活における基本的動作を習得し、及び集団生活に適応することができるよう、障害児等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行なうものとする

2 指定通所支援の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村、他の指定障害児通所支援事業者、指定障害児相談支援事業所、指定特定相談支援事業者、指定障害児入所施設その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者（以下「障害児通所支援事業者等」という。）との密接な連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、法及び「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 24 年厚生労働省令 15 号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し指定通所支援を実施するものとする。

(事業の運営)

第 3 条 指定通所支援の提供にあたっては、事業所の職員以外の者による指導、訓練等は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第 4 条 指定通所支援を行う事業所の名称及び所在地は、次の通りとする。

(1) 名称 F R E P

(2) 所在地 徳島県板野郡北島町高房字百広花 4 番地 1

(職員の職種・員数及び職務の内容)

第 5 条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次の通りとする。

(1) 管理者 1 名（常勤職員・児童発達支援管理責任者兼務）

管理者は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 児童発達支援管理責任者 1名（常勤職員 1名・管理者兼務）

児童発達支援管理責任者は、次の業務を行う。

(ア) 適切な方法により、障害児等の有する能力、置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて障害児等の希望する生活や課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い、障害児の支援をする上で適切な支援内容を検討すること。

(イ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、事業所が提供する指定通所支援以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて、障害児等の生活に対する意向、総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、指定通所支援の具体的な内容、指定通所支援を提供するうえで上での留意事項を記載した個別支援計画の原案を作成すること。

(ウ) 担当者会議の開催

個別支援計画の作成にあたっては、指定通所支援の担当者等を招集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案の内容について、担当者等から意見を求めるものとする。

(エ) 個別支援計画の原案の内容を利用者に対して説明し、文章により、利用者の同意を得た上で作成した個別支援計画を記載した書面を利用者に交付すること。

(オ) 個別支援計画作成後、個別支援計画の実施状況の把握（障害児等についての継続的なアセスメントを含む。）を行うとともに、少なくとも6ヶ月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画を変更すること。

(カ) 利用申込者の利用に際し、障害児通所支援事業者等に対する照会等により、利用申込者の心身の状況、事業所以外における指定障害児通所支援等の利用状況等を把握すること。

(キ) 障害児の心身の状況、置かれている環境等に照らし、障害児又はその家族に対し、相談に応じ、必要な支援を行うこと。

(ク) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(3) 児童指導員 2名以上（常勤職員 2名以上）

個別支援計画に基づき障害児等に対し適切に指導等を行う。

(4) 創作的活動の指導を行う者（指導員及び児童指導員が兼務）

個別支援計画に基づき創作的活動の指導を行う。

(営業日及び営業時間等)

第6条 事業所の営業日及び営業時間並びにサービス提供日及びサービス提供時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 火曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月12日～8月15日、12月30日～1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 午前9時00分から午後18時00分までとする。
- (3) サービス提供日 火曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- (4) サービス提供時間 9時30分から17時00分までとする。

(利用定員)

第7条 事業所の利用定員は次のとおりとする。

児童発達支援及び放課後等デイサービス合わせて：10名

(指定通所支援の主たる対象とする障害の種類)

第8条 指定通所支援の主たる対象とする障害の種類は、次のとおりとする。

- (1) 精神障害（発達障害を含む）

(指定通所支援の内容)

第9条 事業所で行う指定通所支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 個別支援計画の作成
- (2) 基本事業
 - 1. 個別療育 療育目標を設定した個別プログラムに沿った個別指導を行う。
 - 2. 集団療育 療育目標を設定した個別プログラムに沿った集団療育を行う。
 - 3. 関係機関との連携 保健、医療、教育を含めた支援システムを構築するため、関係機関と連携を図る。
 - 4. 健康状態の確認
 - 5. 相談、助言に関する事項 障害児及びその介護を行う者の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(利用者から受領する費用の額等)

第10条 指定通所支援を提供した際には、利用者から指定通所支援に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 法定代理受領を行わない指定通所支援を提供した際は、利用者から法第21条の5の3第2項の規定により算定された障害児通所給付費の額の支払を受けるものとする。この場合、その提供した指定通所支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

3 次に定める費用については利用者から徴収するものとする。

(1) 創作活動に係る材料費 実費

4 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5 第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(2) おやつ代 1回 100円

(サービス利用に当っての留意事項)

第11条 利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

(1) 障害児の健康状態に異常があるとき又は体調不良のときは、その旨申し出ること。

(2) 事業所内の器具等の使用に当たっては、職員の指示に従うこと

(通所利用者負担額に係る管理)

第12条 事業者は、障害児が同一の月に当該指定通所支援及び他の指定通所支援を受けた場合において、利用者から依頼があったときは、当該指定通所支援及び他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額を(以下「通所利用者負担額合計額」という。)算定するものとする。この場合において、当該指定通所支援及び他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市に報告するとともに、利用者及び他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業者等に通知するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第13条 通常の事業の実施地域は、徳島県下全域とする。

(緊急時及び事故発生時等における対応方法)

第14条 現に指定通所支援の提供を行っているときに障害児に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業所が定める協力医療機関又は障害児の主治医(以下「協力医療機関等」という。)への連絡を行う等の必要な措置を講ずるとともに、管理者

に報告するものとする。

2 協力医療機関等への連絡等が困難な場合には、医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずるものとする。

3 指定通所支援の提供により事故が発生したときは、直ちに障害児等に係る指定障害児通所支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 指定通所支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情解決)

第16条 提供した指定通所支援に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 提供した指定通所支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により市長が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令、又は当該職員からの質問若しくは事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児等又はその家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力するとともに、市長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業所は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

2 職員は、その業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するものとする。

3 職員であった者に、業務上知り得た障害児等及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業所は他の指定障害児通所支援事業者等に対して、障害児等及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者及びその家族の同意を得るものとする。

(虐待防止・身体拘束適正化委員会に関する事項)

第18条 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

- (1) 虐待防止に関する委員会を設置し、検討結果について従業員へ周知するものとする。
- (2) 成年後見制度の利用支援を行う。
- (3) 苦情解決体制の整備を行う。
- (4) 虐待防止担当者を選定し、従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施（内・外部研修 年間2回以上）を行い、従業員の人権意識の向上、知識や技術の向上に務める。
- (5) 虐待の疑い又は発生した際は、第三者委員を交え虐待防止委員会を実施し、原因の分析と再発防止に務める。
- (6) 指定通所支援の提供にあたり従業員が悩みや苦労を相談できる体制を整えると共に利用者及びその家族の権利擁護に取り組めるよう環境を整備に務める。

《身体拘束適正化委員会の設置》

1. 設置目的

身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束廃止に関する取り組みの全職員への指導

2. 身体拘束適正化委員会の構成員

管理者、児童発達支援管理責任者、保育士、

その他、委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者

*この委員会の責任者は管理者とし、参加可能な委員で構成する。

3. 身体拘束廃止委員会の開催について

身体拘束適正化マネージャーを選定し、従業員に対する身体拘束の廃止を啓発・普及するための研修の実施

（内・外部研修 年間2回以上）を行い、従業員の人権意識の向上、知識や技術の向上に務める。

（その他運営に関する重要事項）

第19条 事業所は、職員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 繼続研修 年2回

2 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

3 事業所は、障害児等に対する指定通所支援の提供に関する諸記録を整備し当該指定通所支援を提供した日から5年間保存するものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年 5月 1日から施行する。

この規程は、令和 元年 6月18日から施行する。

この規程は、令和 元年10月 9日から施行する。

この規程は、令和 4年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 5年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 8月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 9月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年11月 1日から施行する。